

厚生労働省岩手労働局発表
令和8年1月27日(火)

報道関係者 各位

【照会先】
岩手労働局雇用環境・均等室
室長 井嶋 俊幸
室長補佐 千田 智勝
電話 019-604-3010

くるみん認定企業を決定しました！

岩手労働局（局長 白石 好春）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、以下の事業主を認定しました。

また、認定企業に対して、認定通知書交付式を開催します。

「くるみん」認定企業
株式会社東北ターボ工業
(代表取締役 生内 一晶)
令和8年1月8日認定
所在地・業種 盛岡市・建設業



●認定通知書交付式

日 時: 令和8年2月5日(木)10時30分～

場 所: 盛岡第2合同庁舎 5階会議室(盛岡市盛岡駅西通1-9-15)

「くるみん認定」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを商品や広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者の理解促進やそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。

今回の認定決定により、県内のくるみん認定企業は、くるみんプラス認定及びプラチナくるみんプラス認定並びにプラチナくるみん認定を含め、61社となりました。

※認定企業の取組状況については、別紙とおり。
※認定企業一覧及び認定基準については、参照のとおり。

「くるみん」認定企業

株式会社東北ターボ工業（初）

（代表取締役 生内 一晶）

所在地・業種 盛岡市・建設業

労働者数 92人（男性81人、女性11人）

■一般事業主行動計画期間

令和4年8月1日～令和6年7月31日（2年）



認定マーク
くるみん

認定に係る取組状況

1 届出目標について

目標

子の看護休暇制度を拡充する。

（子が1人の場合は1年間につき6日、2人以上の場合は1年間につき11日を限度として、子の看護休暇を取得することができ、かつ、中抜けを可能とする時間単位での取得を認める）

達成状況

社員へのニーズ調査を行い、1年間につき、子が1人の場合は6日、2人以上の場合は11日を限度として、子の看護休暇を取得することができ、かつ、中抜けを可能とする時間単位で取得ができるように規定整備を行った。

2 その他の達成状況

要件

計画期間において、男性労働者の育児休業等の取得率が10%以上であること。

達成状況

計画期間における、男性労働者の育児休業等の取得率は100%であった。

要件

計画期間とその開始前の一定期間（最長3年）を合わせて計算した時の女性労働者の育児休業等の取得率が、75%以上であること（労働者数300人以下特例）。

達成状況

計画期間とその開始前の一定期間における、女性労働者の育児休業等の取得率は100%であった。

要件

年次有給休暇の取得促進のための措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。

達成状況

個人別の年間年次有給休暇取得計画表を策定し、各月の取得予定日数等について各労働者へ周知を行った。

■それぞれの分野で働きやすい職場環境をめざし、成果を上げている企業です。

■岩手県内の認定企業は以下のとおりです（公表企業のみ掲載）。

くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業 —子育てサポートに積極的な企業です—

※企業名の後に特段記載のないものは、くるみん認定企業です。



	企業名	所在地	業種	認定年月		企業名	所在地	業種	認定年月
1	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育・学習支援業	H21.3、H24.3 H29.4、H31.4 R3.5、R7.2	32	(株)長島製作所	一関市	製造業	R1.11
2	(株)岩手銀行 (プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	H23.5、H28.1	33	岩手日化サービス(株)	盛岡市	建設業	R1.11
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	H24.3	34	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業	R2.2、R7.7
4	(株)エフピー	山田町	製造業	H24.7	35	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業	R2.5、R5.5
5	(国)岩手大学	盛岡市	教育・学習支援業	H24.7	36	(株)富士通ゼネラルエレクトロニクス	一関市	製造業	R2.5、R5.5
6	(株)プラザ企画 (プラチナくるみんプラス)★	奥州市	宿泊業	H24.10、H27.7 H30.2、R4.5	37	盛岡セイコー工業(株)	零石町	製造業	R2.6
7	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	H24.10	38	(株)ペアレン酿造所	盛岡市	製造業	R3.5
8	杜陵高速印刷(株)	盛岡市	印刷業	H25.2、H27.5 H31.4	39	(株)中居都市建築設計	盛岡市	技術サービス業	R3.6
9	(株)平金商店	盛岡市	卸小売業	H25.2	40	宇部建設(株) (くるみんプラス)	一関市	建設業	R3.7
10	(株)テレビ岩手	盛岡市	情報通信業	H25.3、H27.4	41	(株)アースデザインコンサルタント	大船渡市	技術サービス業	R4.2
11	山口北州印刷(株)	盛岡市	印刷業	H25.3	42	(社福)愛護会	奥州市	医療福祉業	R4.5
12	(社福)東和仁寿会	花巻市	医療福祉業	H25.7	43	いわて生活協同組合	滝沢市	小売業	R4.7
13	(株)グランツ	花巻市	医療福祉業	H25.7	44	(有)いわてにっかコミュニティ企画	盛岡市	医療福祉業	R4.10
14	(社福)和江会	北上市	医療福祉業	H25.10	45	(株)こすかたサービス	矢巾町	サービス業	R4.11
15	(株)丹野組	二戸市	建設業	H25.10	46	(社福)つくし会 (くるみんプラス)	一関市	医療福祉業	R5.5、R7.7
16	(特医)盛岡つなぎ温泉病院	盛岡市	医療福祉業	H26.2	47	岩手基礎工業(株)	北上市	建設業	R5.8
17	(社福)誠心会	葛巻町	医療福祉業	H26.3	48	昭栄建設(株)	盛岡市	建設業	R5.8
18	白金運輸(株)	奥州市	運輸業	H26.6	49	盛岡ガス(株)	盛岡市	電気・ガス・熱供給・水道業	R6.2
19	(社福)九戸福祉会	九戸村	医療福祉業	H26.6、H28.6	50	(株)ミズサワセミコンダクタ	奥州市	製造業	R6.5
20	(医)友愛会	盛岡市	医療福祉業	H26.11	51	キオクシア岩手(株)	北上市	製造業	R6.9
21	(社福)若竹会	宮古市	医療福祉業	H27.4	52	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	R6.12
22	(株)菅文	二戸市	卸小売業	H27.5	53	(株)ワイズマン	盛岡市	情報通信業	R7.2
23	(社福)奥州いさわ会	奥州市	医療福祉業	H27.7、R1.6	54	新生ビル管理(株)	一関市	ビルメンテナンス業	R7.2
24	(社福)ひたかみ福祉会	奥州市	医療福祉業	H27.7	55	佐藤建設(株)	田野畠村	建設業	R7.3
25	(社福)新生会	矢巾町	障害者福祉業	H28.1、R1.6 R4.5	56	(株)岩手マイタック	盛岡市	建設業	R7.4
26	(株)水清建設 (くるみんプラス)	盛岡市	建設業	H28.6、H30.7	57	(株)千田精密工業	奥州市	製造業	R7.7
27	(株)パルコホーム	盛岡市	建設業	H30.4	58	一関信用金庫	一関市	金融業	R7.9
28	(株)北日本朝日航洋	盛岡市	技術サービス業	H30.5、R4.6	59	KYOWA(株)	花巻市	製造業	R7.10
29	(社福)岩手和敬会	盛岡市	医療福祉業	R1.5	60	(株)小林精機	滝沢市	製造業	R7.10
30	(株)北日本銀行 (プラチナくるみん)★	盛岡市	金融業	R1.5、R3.5	61	(株)東北ターボ工業	盛岡市	建設業	R8.1
31	(社福)いつ星会	二戸市	医療福祉業	R1.7					

【くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん】

次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣からの認定（くるみん認定）を受けることができます。また、すでにくるみん認定を受けている場合、仕事と子育てに関する取組の実施状況等が特に優良な事業主は、プラチナくるみん認定を受けることができます。

令和4年4月1日より、トライくるみん認定制度が新設されたほか、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定を受けた事業主のうち、不妊治療と仕事の両立に関する取組状況が優良な事業主は、それぞれ、くるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定として、追加で認定を受けられる制度が創設されました。

また、令和7年4月1日より認定基準が一部、改正されました。主な改正点としては、育児休業等の取得に係る基準や、成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直しなどが行われ、くるみんマーク・トライくるみんマークの改正も行われました。

えるぼし・プラチナえるぼし認定企業

—女性の活躍が進んでいる企業です—

※企業名の後に特段記載のないものは、えるぼし認定企業です。

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



<プラチナえるぼし>



	企業名	所在地	業種	認定年月		企業名	所在地	業種	認定年月
1	(株)葉王堂	盛岡市	小売業	H28.5	19	(株)めんこいメディアブレーン	盛岡市	サービス業 (他に分類されないもの)	R3.9
2	(株)岩手銀行	盛岡市	金融業	H28.5	20	(株)久慈設計	盛岡市	専門・技術サービス業	R4.3
3	(株)東北銀行	盛岡市	金融業	H28.6	21	(社福)愛護会	奥州市	医療福祉業	R4.5
4	(株)プラザ企画 (プラチナえるぼし) ★	奥州市	宿泊業	H29.3 R3.6	22	ゆわて吉田工業(株)	大船渡市	製造業	R4.9
5	(社福)永友会	盛岡市	医療福祉業	H29.11	23	(医)青樹会	盛岡市	医療福祉業	R4.10
6	岩手江刺農業協同組合	奥州市	複合サービス業	H30.1	24	(株)岩手日報社	盛岡市	情報通信業	R4.10
7	第一商事(株)	盛岡市	ビルメンテナンス業	H30.5	25	(公社)花巻共立会	花巻市	医療業	R4.12
8	(株)ベアレン醸造所	盛岡市	製造業	R1.7	26	新生ビル管理(株)	一関市	サービス業 (他に分類されないもの)	R5.4
9	(社福)とおの松寿会	遠野市	医療福祉業	R1.12	27	(一財)岩手県薬剤師会検査センター	盛岡市	専門・技術サービス業	R5.8
10	(学)岩手キリスト教学園	盛岡市	教育・学習支援業	R2.1	28	(株)三和ドレス	盛岡市	製造業	R5.12
11	(株)吉田測量設計	盛岡市	専門・技術サービス業	R2.6	29	(株)ヒロキャリアスタッフ	盛岡市	サービス業 (他に分類されないもの)	R6.1
12	(株)中央臨床メディエンス	盛岡市	医療福祉業	R2.10	30	(株)たまごファクトリー	八幡平市	製造業	R6.3
13	(医)勝久会	大船渡市	医療業	R2.12	31	(株)いわて愛隣会	盛岡市	医療福祉業	R6.3
14	(株)佐々木組	一関市	建設業	R2.12	32	(社福)三陸福祉会	大船渡市	医療福祉業	R6.5
15	(株)ワイスマン	盛岡市	情報通信業	R3.1	33	(株)小田島組	北上市	建設業	R6.9
16	(株)ライブリー	北上市	小売業	R3.7	34	ノースジャパン素材流通協同組合	盛岡市	複合サービス事業	R6.9
17	(株)システムベース	北上市	情報通信業	R3.7	35	一関信用金庫	一関市	金融業	R7.4
18	(株)小松製菓	二戸市	製造業	R3.9	36	(株)戸田久	一戸町	製造業	R7.9

【えるぼし・プラチナえるぼし】

女性活躍推進法に基づき、自社の女性活躍に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により、厚生労働大臣からの認定(えるぼし認定)を受けることができます。

また、すでにえるぼし認定を受けている場合、女性活躍推進に関する取組の実施状況等が特に優良である事業主は、プラチナえるぼし認定を受けることができます。

くるみん認定基準

※認定基準については、令和7年4月に一部改正が行われました。
なお、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。



赤字…改正部分

1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること。
5. 次の（1）又は（2）のいずれかを満たしていること。
 - (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上（旧基準：10%以上）であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。
 - (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上（旧基準：20%以上）であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
6. 計画期間における、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上（旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上）であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。
- 7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において、次の（1）と（2）のいずれかを満たしていること、かつ（3）を満たしていること（旧基準：次の（1）と（3）のいずれも満たしていること）。
 - (1) フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満（旧基準：45時間未満）であること。
 - (2) フルタイム労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 8 (旧基準9). 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
 - ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置（旧基準：所定外労働の削減のための措置）
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ 短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 (旧基準10). 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

プラス認定基準

※トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定の申請と併せて申請していただく必要があります。



トライくるみんプラス



くるみんプラス



プラチナくるみんプラス

1. 次の(1)及び(2)の制度を設けていること。
 - (1)不妊治療のための休暇制度（不妊治療を含む多様な目的で利用することができる休暇制度及び利用目的を限定しない休暇制度を含み、年次有給休暇を除く。）
 - (2)不妊治療のために利用することができる次のうちのいずれかの制度
 - ・半日又は時間単位の年次有給休暇・所定外労働の制限制度・時差出勤制度・フレックスタイム制・短時間勤務制度・テレワーク
2. 不妊治療と仕事との両立の推進に関する企業トップの方針を示し、講じている措置の内容とともに労働者に周知していること。
3. 不妊治療と仕事との両立に関する研修その他の不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること。
4. 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じるための担当者（両立支援担当者）を選任し、労働者に周知していること。

その他の認定基準等については、厚生労働省ホームページよりご確認いただけます。

⇒https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

